

東北町敬老祝い商品券贈呈事業取扱店募集要項

1 趣旨

この要項は、多年にわたり社会の進展に尽くされた高齢者に対し商品券を贈呈することにより、町内における消費喚起を促して地域経済の活性化を図ることを目的とし、東北町敬老祝い商品券（以下「商品券」という。）の取扱店の募集に関し必要な事項を定める。

2 事業の概要

- | | |
|-----------|--|
| (1) 名 称 | 東北町敬老祝い商品券贈呈事業 |
| (2) 発 行 者 | 東北町 |
| (3) 贈呈対象者 | 令和7年6月1日現在、東北町に住民登録をしている者で、昭和25年9月1日以前に生まれた者 |
| (4) 商品券概要 | 一人当たり 1,000円（500円券×2枚） |
| (5) 使用期間 | 令和7年8月1日から令和7年12月31日まで |

3 取扱店参加資格

東北町内に事業所、店舗等を有する事業者とする。ただし、次に掲げる事業者を除く。

- (1) 下記4「商品券の使用対象にならないもの」に記載の取引、商品のみを取扱う事業所、店舗等
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第4号及び第5号に規定する営業並びに同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行う者
- (3) 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている者
- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する事業者

4 商品券の使用対象とならないもの

商品券は次に掲げるものの購入及び役務の提供を受けるために使用することはできない。

- ① 不動産や金融商品
- ② たばこ

- ③ 商品券やプリペイドカードなど換金性の高いもの
- ④ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
- ⑤ 国税、地方税や使用料などの公租公課
- ⑥ その他町長が不相当と認めるもの

5 取扱店登録申請

（1）申請方法

取扱店登録希望事業者は、この募集要項に同意の上、東北町敬老祝い商品券贈呈事業取扱店登録申請書（様式第1号）に必要事項を記入し、町長へ提出すること。

（2）申請期限

令和7年7月16日（水）午後3時

（3）取扱店登録

提出された登録申請書により、町長が審査を行い登録の可否を判断する。取扱店として登録が決定した事業者には、東北町敬老祝い商品券贈呈事業取扱店登録証明書（様式第2号）、商品券（見本）、その他換金手続に必要な書類等一式を配布する。

6 商品券取扱い遵守事項

- （1） 取扱店は、商品券の使用期間内に商品券を持参した方に、記載金額に相当する商品やサービスの提供を行うこと。
- （2） 商品券は、物品（有価証券、前払式証票その他これらに類するものを除く。）の購入若しくは借受け又は役務の提供など、取扱店との間における特定取引においてのみ使用することができる。
- （3） 特定取引に使用された商品券の券面金額の合計額が特定取引の対価を上回るときは、取扱店からの当該上回る額に相当する金銭の支払いは行わない。（つり金を支払う必要はない。）
- （4） 商品券は、贈呈された本人又はその代理人若しくは使用者に限り使用することができる。
- （5） 使用期間を過ぎた商品券は無効となる。
- （6） 商品券の盗難、紛失、滅失又は偽造、模造等に対して、発行者は責を負わないものとする。
- （7） 店舗で独自に商品券の利用対象外となる商品などを定める場合（特売品など）は、あらかじめ利用者が認識できるよう明示する

こと。

7 取扱店の取消等

取扱店募集要項に違反する行為が認められた場合は、取扱店の登録を取消す場合がある。

8 換金手続きと支払いスケジュール

- (1) 商品券の換金を行う場合は、東北町敬老祝い商品券贈呈事業換金請求書（様式第3号）に、使用済商品券を添えて、別に定める期日、場所で換金手続きをすること。
- (2) 商品券換金の支払いは、別に定める支払予定日に指定の口座へ振込むものとする。
- (3) 振込口座について、町への登録が無い口座を指定する場合は、通帳の写しを提出すること。
- (4) 商品券の裏側に、店舗名・事業所名の記載等が無いものは、受理しないものとする。
- (5) 換金手続き期間を過ぎてからの換金手続き受付には応じないものとする。

10 その他

この要項に定めるもののほか、取扱店募集に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要項は、公布の日から施行する。